

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年5月29日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その16)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 配合飼料高騰対策緊急支援事業</p> <p>配合飼料価高騰対策として、国の「配合飼料価格安定制度」に加入をしている道内畜産農家等に対して、その積立金相当額を支援することにより、経営の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道内の配合飼料価格安定制度の加入者を取りまとめる団体又は知事が特に認めた者とする。</p>	<p>1 支援金 道内の畜産農家等に対し、令和5年度の配合飼料価格安定制度の当初契約数量に応じた生産者積立相当額(600円/t)の支援に要する経費</p> <p>2 支援金の支払いに必要な次の経費 振込手数料、郵便料金、印刷代及びコピー用紙代</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局 畜産振興課</p>		
<p>2 酪農生産基盤確保対策事業</p> <p>酪農生産基盤確保対策として、配合飼料価格の高騰や個体販売価格の下落等を受けて、コスト削減等の取組を行う道内酪農家に対し、後継牛の確保に要する繁殖経費を支援することにより、酪農生産基盤の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>農業協同組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合又は知事が特に認めた者</p>	<p>1 支援金 事業実施主体が事業に参加する道内の酪農家に対して、飼養頭数に応じた支援金を交付するのに要する経費</p> <p>2 支援金の支払いに必要な事務費 振込手数料、郵便料金、印刷代及びコピー用紙代等</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 (全道の区域にわたり事業を行う団体には、農政部生産振興局畜産振興課)</p>	<p>総合振興局長又は振興局長(全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。)</p>	